

平成28年1月22日  
関東森林管理局

関東森林管理局における指名停止措置について

工事請負契約指名停止等措置要領に基づき、指名停止措置を行いましたのでお知らせします。

指名停止措置の概要

1 指名停止措置対象業者名及び住所  
三井住友建設株式会社 東京都中央区2-1-6

2 指名停止期間

平成28年1月22日～平成28年2月21日（1ヶ月間）

3 指名停止の理由

三井住友建設株式会社は、発注者から直接請け負った横浜市都筑区の民間工事において、1次下請業者及び2次下請業者がいずれも工事現場に専任の主任技術者を設置せず、また、1次下請事業者が貴社から請け負った工事を2次下請業者一括して請け負わせていたことを認識しながら、建設業法の規定に違反しないよう当該下請負人らの指導に努めることをせず、当該下請負人らに対し是正を求めよう努めることをせず、また、許可行政庁等への通報も行っていなかった。

これらが建設業法第24条の6に違反し、同法第28条第1項本文に該当すると認められるとして、平成28年1月13日に国土交通省関東地方整備局長から監督処分（指示処分）を受けた。

このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」（昭和59年6月11日付け59林野経第156号）別表第2贈賄及び不正行為等に基づく措置基準の第13号（建設業法違反行為）に該当するため。

○「工事請負契約指名停止等措置要領」

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 13 当該部局が管轄する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

【問い合わせ先】

関東森林管理局経理課 電話 027-210-1149  
担当：経理課課長補佐